

青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制について（R6.6.11）

県では、青森県男女共同参画推進条例（平成13年7月4日青森県条例第50号）第11条に基づき、青森県の男女共同参画に関する施策等への苦情・意見を受け付けます。

申出された苦情等は、青森県男女共同参画審議会の苦情等部会で、中立・公平に調査審議が行われます。

1 申出の対象となる苦情等の内容

青森県が実施している男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を与えると認められる施策に関するもの。

※ 県の施策の実施状況が不十分であるという苦情、または必要と考えられる施策の提案や直接的には男女共同参画に関する施策ではないが、間接的、結果的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

ただし、次の事項に該当する場合には、対象外となります。

- ・ 判決・裁決などにより確定した事項
- ・ 裁判所において係争中の事項、行政庁において不服申し立て審理中の事項
- ・ 他の法令の規定により処理すべき事項
- ・ 監査委員に住民監査請求を行っている事項
- ・ 議会に陳情又は請願を行っている事項
- ・ 苦情内容が実質的に専ら私人間の係争の解決を目的としていると判断される事項
- ・ 要綱に基づき行われる苦情等部会委員の行為に関する事項
- ・ 県民等からの申出に関し苦情等部会において処理をした事案に関する事項
- ・ 前各号に掲げるもののほか、苦情等部会が調査することが適当でないとする事項

2 苦情等の申出人の範囲

- ・ 青森県内在住者
- ・ 青森県内に在勤・在学する個人
- ・ 青森県内に住所を有する法人または団体の代表者

3 苦情等の申出の方法

- ・ 申出は書面で、県の県民活躍推進課へ提出
- ・ 提出方法は、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

4 苦情処理の流れ

